

林業機械に係る労働安全衛生規則の改正説明会を開催

平成26年9月5日（金）北部地区の林業関係の事業場を対象に林業機械に係る労働安全衛生法の改正説明会を開催しました。

県内でも林業が盛んな北部地区は、新たに規制対象となる木材伐出機械等を所有する事業場が多数あり、説明会には担当者など22名が参加しました。

監督署からは、運転業務従事者への特別教育の実施、これら機械・装置による作業における危険防止などの説明を行いました。

また、最近発生した伐倒中の死亡事故やその他、県内で発生した災害発生状況についても説明を行い、災害防止に万全を期すようお願いしました。

なお、林業機械の運転に従事させる労働者には、特別教育の猶予期間が平成26年11月末までとなっているため、それまでに災防団体の講習会を受講するなど特別教育を受けるよう呼びかけています。

